

介護老人保健施設 福の里 花乃邸 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人朋寿会が開設する介護老人保健施設福の里花乃邸（以下「施設」という）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の職員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

1. 施設の職員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすると共にその者のその居宅における生活への復帰を目的とする。
2. 施設の職員は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努める。
3. 介護保険施設サービス等の実施にあたっては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条

施設の名称及び所在地は次の通りとする・

- (1) 名称 介護老人保健施設 福の里 花乃邸
- (2) 所在地 名古屋市中村区京田町3丁目60番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (医師と兼務)
管理者は施設の職員の管理及び業務の管理運営を統括する。
- (2) 医師 1名以上 (管理者と兼務)
薬剤師 1名以上
看護師若しくは准看護師(看護職員)又は介護職員(以下「看護・介護職員」という。)
常勤換算法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上(看護職員の員数は看護・介護職員の総数の7分の5程度を基準とする。
支援相談員 2名以上
理学療法士・作業療法士・(言語聴覚士) 合計2名以上
管理栄養士 2名以上
介護支援専門員 1名以上
職員は介護保健施設サービスの提供に当たる。
- (3) 事務職員 1名以上
必要な事務を行う。

(入所者定員等)

第5条 入所定員 101名とする(多床室 21室、従来型個室 17室)

(保健施設サービスの内容及び利用料等)

第6条 介護保健施設サービスの内容は次の通りとし、介護保健施設サービスを提供した場合の利用料の額はそれぞれの介護報酬の公示上の額のうち、利用者の介護保険負担割合証に示されている利用者負担割合の額とする。

- (1) 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話
- (2) 機能訓練及びその他必要な医療
- (3) 療養上の世話
- (4) 健康チェック
- (5) 退所時指導

2. 居住費及び食費

(1) 居住費 1027円(1日あたり)多床室(21室)、2740円(1日あたり)従来型個室(17室)

(2) 利用者の選定に基づく特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用として利用者が負担すべき費用は次の額を徴収する。

個室 A 2,100円 個室 B 1,900円 個室 C 1,150円

(3) 食費 1,795円(1日あたり)

居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

- (4) 理美容代は調髪 2,200円を徴収する。
- (5) 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は徴収する。日用品費 210円、教養娯楽費 210円、洗濯代 1ネット 419円(利用者のみ)を徴収する。
- (6) 前各項の費用の支払いを受ける場合には利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける事とする。なおやむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には予め利用者又はその家族に対し説明を行い、利用者の同意を得る事とする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第7条 職員は利用者に対して職員の指示に従ってサービスの提供を受けてもらうよう指示を行う。

2. 職員は事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 別に定める入所者の守るべき事項を守り、他の迷惑にならないようにする。
- (2) 気分が悪くなった時は速やかに申し出る。
- (3) 共用の施設、設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(非常災害対策)

第8条 施設、防火管理について責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備える為、定期的に避難、救出等訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

第10条 施設は、職員の質的向上を図る為の研修の機会を次の通りも受けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用研修 採用後1ヶ月以内 (2) 継続研修 年2回

1. 従業員は業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密を保持する。
2. 従業員であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密を保持させるため、退所後においてもこれらの秘密を保持させる旨を従業員との雇用契約の内容に含めるものとする。
3. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人と当施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規定は平成25年11月1日から施行する

平成26年4月1日から改訂する。

平成26年7月1日から改訂する。

平成26年7月31日から改訂する。

平成26年2月25日から改訂する。

令和3年8月1日から改訂する。

令和5年1月12日から改訂する。

令和6年3月1日から改訂する。

令和7年4月1日～改訂する。